

# 大阪市立大東小学校PTA規約

## 第1章 名 称

第 1 条 この会は、大阪市立大東小学校PTAという。  
この会は、事務所を大阪市立大東小学校に置く。

## 第2章 目 的

第 2 条 この会は、父母と先生とが協力して、家庭と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。  
第 3 条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。  
1. 教育水準を高めるために、会員の成人教育を盛んにする。  
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童を保護・善導する。  
3. 家庭と学校と社会における、教育的環境をよくする。

## 第3章 方 針

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。  
1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。  
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。  
3. この会、またはこの役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。  
4. この会は、自主独立のものであって、他の団体から支配・統制・また干渉を受けない。  
5. 学校の教育方針、および人事、ならびに管理には干渉しない。

## 第4章 会 員

第 5 条 この会の会員となることができる者は、次のとおりである。  
1. この学校に在籍する児童の父母およびこれに代わる者（以下これを「保護者」という。）  
2. この学校の教職員  
3. この会の主旨に賛同するもので、実行委員会の承認を得た者  
第 6 条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

## 第5章 経 理

第 7 条 この会の経費は、会費・事業収入、および自発的な寄付金によって支弁される。  
第 8 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。  
第 9 条 この会の資産は、すべて第2章にあげた以外の目的のために支出、または使用してはならない。  
第 10 条 この会の会費は、児童1人につき月額1口500円とする。  
第 11 条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。  
第 12 条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。  
第 13 条 この会の経理については、別に会計規定を定めることができる。

## 第6章 役員とその選挙

- 第 14 条 この会の役員は、次のとおりである。
1. 会長 1名 保護者
  2. 副会長 若干名 保護者
  3. 書記 1名 教職員または保護者
  4. 会計 若干名 教職員または保護者
- 上記役員の他に、会計監査2名をおく。
- 役員は、男女いずれか一方に偏してはならない。
- 役員は、他の役員または会計監査を兼ねることができない。
- 第 15 条 1. 役員の任期は1年とする。ただし同じ役員の職については1回限り、その再任を防げない。
2. 役員は引き続いで他の役員に選任されることができる。
- ただし役員の職が連続して2年を超えてはならないが、本人の了承による再任は防げない。
3. 前2項の規定は、教職員である役員については適用されない。
  4. 役員として1期活動すれば、その家庭についてはすべての各委員を免除される。
- ただし、本人の了承による再任は防げない。
- 第 16 条 役員の選挙および就任は、次のとおり行われる。
1. 9名の委員からなる役員候補指名委員会（「指名委員会」という）を次の方法によってつくる。
    - イ. 第1学年から第5学年の保護者は各学年の互選により1名の学年代表を選出し、計5名を選出する。
    - ロ. 教職員の中から互選により、2名を選出する。
    - ハ. 実行委員の中から互選により、2名を選出する。
  2. 指名委員は、役員および会計監査になることはできない。
  3. 指名委員会は、各役員別に定数以上の候補者をあげ、役員選挙の少なくとも一週間前までに、全会員に知らせる。
  4. 選挙を行う総会において、一般会員から立候補することができる。
  5. 候補者の指名が指名委員によってなされる場合、その指名を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。
  6. 役員は4月の総会において、出席会員によって多数決選挙される。
  7. 役員は5月1日より就任する。
- 第 17 条 会長に欠員を生じた時は、実行委員会の承認を得てどちらかの副会長が昇格する。
- 任期は前任者の残任期間とする。
- 第 18 条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、実行委員がこれを補充し、総会の承認を得る。
- ただし、任期は前任者の残留期間とする。

## 第7章 役員の資格と任務

- 第 19 条 この会の目的、ならびに方針について、充分な理解をもっている会員で公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員に選挙されることができる。

第 20 条 役員の任務は次のとおりである。

1. 会長は、
  - イ. 総会、実行委員会を招集する。
  - ロ. 他の役員および校長の意見を聞いて、常置委員会および特別委員会（指名委員会は除く）の委員長および委員を委嘱する。
  - ハ. 各委員会（指名委員会を除く）に出席して、意見を述べることができる。
- ニ. 必要に応じ、書記、会計の補佐を委嘱する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 書記は、
  - イ. 総会および実行委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録し保管する。
  - ロ. 一般の庶務を行う。
4. 会計は、
  - イ. 年間計画に基づく活動に必要な収支の予算案を作成する。
  - ロ. 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
  - ハ. 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- ニ. 会計監査を受けて、会員に報告する。

## 第8章 総 会

第 21 条 総会は、この会の最高の決定機関である。

第 22 条 総会は、委任状を含め全会員の5分の1をもって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数の場合は議長が決する。

第 23 条 総会は、年度始めの定期総会、および実行委員会が必要と認めた場合または会員の3分の1以上の要求があった場合の臨時総会とする。

## 第9章 実行委員会

第 24 条 実行委員会は、この会の役員・各常置委員長・会員活動部の委員長・校長・教頭および事務補助者により構成される。

第 25 条 実行委員会の任務は、次のとおりである。

1. 各委員会によって立案された事業計画を審議、検討する。
2. 総会に提出する議案を調整する。
3. 必要あるときは、特別委員会を設ける。
4. 会長によって選ばれた特別委員会の長および委員を承認する。
5. その他、規約ならびに総会の決議に従ってこの会の事務を処理する。

第 26 条 実行委員会は、年に複数回および会長が必要と認めた時に開催する。

実行委員会の定足数は、委員数の2分の1とする。

## 第10章 常置委員会および特別委員会

第 27 条 この会の活動に必要な事項について調査研究、立案および実施するために次の常置活動部、会員活動部を設け、必要な委員会を置く。

- (1) 常置委員会
  - ア. 厚生委員会
  - イ. 広報委員会
  - ウ. 保健体育委員会
  - エ. 成人・人権委員会
  - オ. 給食委員会
  - カ. 環境安全委員会

- (2) 会員活動部
  - ア. 学年委員会
  - イ. 地域委員会

第 28 条 この会の特定の目的を遂行するために、必要ある時は、特別活動部を設け必要な委員会を置くことができる。

第 29 条 特別委員会は、その任務が終わるとともに自動的に解散する。

第 30 条 各委員長および委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第 31 条 常置活動部の委員会の任務および活動は次のとおりとする。

- (1) 厚生委員会
  - イ. ベルマークの整理収集を行う。
  - ウ. 児童の福利・厚生をはかる。
- (2) 広報委員会
  - イ. 会員に対して情報を伝達する。
  - ロ. 地域社会に対して、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようつとめる。
  - ハ. この会と同じ目的をもつ団体、または機関との連絡をはかる。
- (3) 保健体育委員会
  - イ. 児童・会員の健康増進と体力の向上をはかる。
  - ロ. 児童・会員の保健衛生に対する理解を深める。
  - ハ. 児童・会員のスポーツ・レクレーション活動を推進し、グループ・クラブ活動活発化をはかる。
- (4) 成人・人権委員会
  - イ. 会員の教養と知識を高めるため、学習活動を推進する。
  - ロ. 地域における社会教育の推進に協力する。
  - ハ. 全会員を対象にした同和問題等、人権学習会の企画、立案、運営を行う。
  - ニ. 単位PTAでの人権学習活動を促進するため、単位PTAにおける指導的立場にある人たちに対する研修事業を推進する。
  - ホ. 日常的、継続的な人権啓発事業としての広報活動につとめる。
  - ヘ. 地域における関係諸団体との連携をはかる。
- (5) 給食委員会
  - イ. 学校給食が充分な効果をあげるように協力する。
  - ロ. 家庭の食生活の改善につくす。
- (6) 環境安全委員会
  - イ. 児童の家庭生活、社会生活の保護・善導につとめる。
  - ロ. 地域社会ならびに校内外の環境の改善浄化につとめる。
  - ハ. 地域内の関係団体、機関との連絡をはかり、それらの活動に協力する。

第 32 条 会員活動部の委員会の任務および活動は次のとおりとする。

(1) 学年委員会

- イ. 父母と先生との最も基本的な話し合いの場であり、あらゆる P T A 活動の基盤となるようつとめる。
- ロ. 父母と先生、あるいは父母相互の親睦と連携をはかるために学級集会、学年集会を開催する。
- ハ. 教育環境がより好ましくなるようつとめる。

(2) 地域委員会

- イ. 地域における在学青少年の交通安全、環境浄化、非行防止につとめ、会員の意識を高める。
- ロ. 地域における会員の連携と親睦をはかり、相互の連絡が円滑に行われるようつとめる。
- ハ. 地域の他の P T A との連絡と強調をはかる。
- ニ. 地域の諸団体、機関との連携をはかり、地域社会の環境をよくするようつとめる。

## 第 11 章 顧 問

第 33 条 この機関の諮問機関として実行委員会の承認を得て、会長が顧問を委嘱することができる。

## 第 12 章 改 正

第 34 条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

ただし、改正案は、総会の少なくとも1週間前に、その内容を全会員に知らせておかなければならぬ。

## 第 13 章 附 則

本会規約は、昭和 55 年 6 月 19 日から実施する。

<規約改正> 昭和 59 年 5 月

昭和 60 年 4 月

平成 4 年 4 月

平成 7 年 6 月

平成 8 年 6 月

平成 13 年 5 月

令和 3 年 4 月